

「アジフライの聖地 松浦」のぼり旗貸与申請書

「アジフライの聖地 松浦」のぼり旗貸与規定に基づき、下記物品を貸与され、「アジフライの聖地 松浦」のPRに協力することに同意します。なお、貸与物に破損・紛失などがあった場合、又は、PRの協力を行わなくなった場合は速やかに申し出ます。

申請者	申請日	令和		年		月		日	
	社名・団体名								
	氏名								
	住所								
	メールアドレス								
	電話番号								
使用場所	使用事業所名								
	住所								
	取扱事業者名								
貸与物品 ※希望枚数を丸で囲む	アジフライの聖地松浦のぼり旗	青	0・1	枚	白	0・1	枚		
	アジフライの聖地松浦ミニのぼり旗	青	0・1	枚	白	0・1	枚		
貸与期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
遵守事項	<input type="checkbox"/>	松浦アジフライ憲章を満たしている または、松浦アジフライを提供していない場合であっても「アジフライの聖地 松浦」のぼり旗貸与規程第2条ただし書きの該当事業者である (松浦市内事業者のみ対象)							
	<input type="checkbox"/>	ノンフローズンまたはワンフローズンのアジフライを使用している (製造事業者名: <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる/事業者名)							
	<input type="checkbox"/>	「アジフライの聖地 松浦」をPRする意思がある							
	<input type="checkbox"/>	物品の管理は、使用者側において責任をもって行う							
	<input type="checkbox"/>	使用目的以外に使用しない							
	<input type="checkbox"/>	申請書の内容に変更があったときは、再度申請書を提出する							
<input type="checkbox"/>	返却日を遵守する								

※のぼり旗においては各種1枚までの貸与となります。

※貸与期間は最長1年とします。ただし、引き続きPRに協力する場合、アジフライメニューを提供している期間に限り期間を延長します。

※ツーフローズンのアジフライを使用される場合は貸与ができませんのでご注意ください。

制定 平成31年4月27日
アジフライの聖地松浦連携店一同

- 一、私たちは、松浦アジフライをこよなく愛しています
- 一、私たちは、松浦市で水揚げされたアジ漁獲されたアジを使用します
- 一、私たちは、ノンフローズン又はワンフローズンで提供します
- 一、私たちは、おもてなしの心で松浦アジフライを提供します
- 一、私たちは、できるだけ揚げたてアツアツを提供します
- 一、私たちは、松浦アジフライのおいしさを深く探求します
- 一、私たちは、松浦アジフライのおいしさを広く伝播します
- 一、私たちは、松浦アジフライの振興を通して世界平和を願います

松浦アジフライ憲章

受付印	
返却確認	